

狛江市立狛江第三小学校いじめ防止基本方針

狛江市立狛江第三小学校

校長 淋 慎一郎

1 いじめの定義 【「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 本校のいじめ問題への基本的な考え方

いじめは、掛け替えのない児童の生命を奪うことがあるだけでなく、いじめに関わった全ての児童の人間形成に多大な影響を与えうる深刻な問題である。本校においては、「1」で示したいじめの定義に基づき、全ての教職員が、「いじめは、どの学年・どの学級でも起こり得るもの」という基本認識をもち、いじめの種を見逃さず、積極的に認知することを通して早期解決を図り、全校児童が安全で安心な学校生活を送ることができる環境を整えることができるよう、本いじめ防止基本方針を策定する。また、このことは本校において編成する教育課程にも位置付けることとする。

3 本校における重大ないじめを防止するための手立て

以上の基本認識のもと、重大ないじめを防止するために以下の4点を手立てとして講じ、意図的・計画的に取り組むこととする。

(1) いじめの未然防止

(2) いじめの早期発見・早期対応

(3) 学校いじめ対策委員の設置

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

(1) いじめの未然防止

① いじめをしない・させない意識を高める学びの充実

- 道徳科の授業において「命の大切さ」や「いじめの防止」をテーマとした授業を学期に1回以上実施する。
- インクルーシブ教育を推進し、児童一人一人が個々の違いを受け止め、多様性を尊重し合おうとする態度の育成を目指す。

② 児童一人一人が安心感をもって生活できる環境の整備

- 児童も保護者もいつでもSCに相談できる環境が整備されていることを、学校だより等を通して周知する。
- WEB-QU アンケートの結果をもとに、児童一人一人の心の在り様を的確に捉え、必要な支援を講じる。
- 児童が誰にでも相談しやすい環境を整えることができるように、挨拶運動等を通じた関わ

りの充実を図る。

③ 他者と関わる良さを実感できる学習活動の推進

- 特別活動を通して異学年との交流を深め、他者と円滑に関わる力を高め、誰とでも親しみをもって接する態度を養う。
- 学習活動の中で、考えや意見を交流する場を意図的・計画的に設定することで、一人一人の考えを大切にしようとする態度を高められるようにする。

④ 校内研修の充実

- すべての教職員がいじめ問題への対応について共通理解することができるように、学期に1回、いじめ防止に関する校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 早期発見

- WEB-QU アンケートや、学期1回のアンケート調査等の結果から、児童の意識や悩みを把握する。気になる記述があった際には率先して声を掛け、相談にのったり、面談を行ったりする。
- 日ごろから児童とコミュニケーションを密にとり、何でも話せ、相談できる信頼関係の構築に努める。
- 学年団や専科教員をはじめ、SC、学校相談員等と連携し、児童の様子や相談内容等について率先して情報を共有することで児童の微細な変化もすぐに捉えることができるよう努める。

② 早期対応

- 「いじめかな？」と感じた際には、速やかに学年団など他の教員に相談し、複数人で対応に当たる。指導に当たっては、学年、生活指導部、管理職、特別支援コーディネーターなどと連携し、組織的に対応に当たるようにする。
- 関係する児童への聞き取りを行う際には、関係する児童全員（いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいた児童）から話を聞く。その際、一方の話を鵜呑みにするのではなく、全員の話を公正且つ共感的に聞き、全体像を正確に把握することに努める。
- いじめに関する情報の発信者が被害に合わないよう配慮するとともに、傍観者への働き掛けを並行して行う。

(3) 学校いじめ対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、本校に「学校いじめ対策委員会」を設置する。

① 学校いじめ対策委員会の構成

管理職、当該学級担任、生活指導主任を軸に、必要に応じて、当該学年担任、特別支援教室担当教員、専科教諭、養護教諭、既存の生活指導部、SC等を加えて構成する。

② 学校いじめ対策委員会の役割

いじめが発生した際の事実確認及び指導方針や指導体制を協議し、いじめられている児童の心的安全を最優先に、問題の早期解決のための対応について協議する。

③ 既存の生活指導部の役割

週1回行われる生活指導夕会において問題行動の見られる児童について情報共有を行い、部会で現状や指導の具体について協議し、全校での組織的な対応につなげる。

(4) 家庭や地域・関係機関との連携

いじめが確認された場合には、事実確認によって判明したいじめに関する情報について、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の保護者に適切に共有し、学校の対応を伝えることで、学校と家庭の連携を円滑に行うことができるよう配慮する。

なお、児童に対する支援・援助が学校外の広範囲にわたる場合や、専門的な支援・援助の必要がある場合は、狛江市教育支援センターや子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と積極的に連携を図るようにする。連携体制の充実を図るために、以下の3点について、年度当初等適切な時期に周知する。

- ① いじめに関する情報や訴えがあった際には、担任一人が抱え込むことなく、校内で共通理解を図り、解決に向けて学校全体で行うこと。
- ② 日ごろから、児童や学校の取組に関わる情報を保護者等に提供し、信頼関係を築いておくとともに、保護者からの相談に対しては、誠意のある対応を心掛けること。
- ③ 必要に応じて、狛江市教育支援センターや、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図り、対応すること。

4 いじめ重大事態への対応と備え

「いじめ防止対策推進法第28条第1項」には以下のように示されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記のような緊急且つ重大ないじめ事案等生活指導上の問題が明らかになった場合は、以下6点について対応及び実施に向けた検討を行う。

- ① 市教育委員会指導室への報告及び連携
- ② 被害児童に対する複数の教員による保護と対応に関する情報共有
- ③ 被害児童に対する緊急避難措置
- ④ 加害児童に対する懲戒や出席停止等の措置
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所との連携
- ⑥ 本件に関わる保護者会の開催